

申第8号

東京都労働委員会の「命令」に対する、 申し入れで、会社は窓口回答(怒！)

9月4日、東京都労働委員会は、これまで東京車両所分会、新幹線地本、本部が闘ってきた「診断書強要都労委」の命令が明らかにしました。「診断書提出問題」について、会社は、苦情申告、幹事間折衝、申立て後の定例団交について、組合に対して誠実に対応したとはいえず、したがって**会社の対応は正当な理由のない、団体交渉拒否にあたる**とする、私たちの全面勝利命令です。

この命令に基づき、本部は申第8号 東京都労働委員会の「命令」に対する申し入れ を、9月6日に提出しましたが、こともあろうに、会社は、その場で窓口回答をしました。

これまで、東京都労働委員会が慎重に審査を行い、結論が出された命令に対し、会社が反省をしていないことは明らかです。

今まで、日本の最高裁で何度も不当労働行為を認定されていながら、その場限りの反省しかしてない会社が、「規律規範」を社員に教えても無駄なことです。

会社は、東京都労働委員会の「命令」に、真摯に従い、これまでの行為を猛省するべきです！

申し入れの内容と会社の回答は、以下の通りです。

東京都労働委員会の「命令」に基づく申し入れ

東京都労働委員会は9月4日、J R 東海労本部、新幹線地本、東京車両所分会が不当労働行為救済を求めて申し立てた「都労委平成29年（不）第51号事件」について、会社がJ R 東海労本部、新幹線地本からの団体交渉の申し入れに応じなかったことは不当労働行為と認定した。

東京都労働委員会の命令に基づき下記の通り申し入れるので、団体交渉の開催、謝罪文の手交と掲示を速やかに行うこと。

記

1. 会社は東京都労働委員会の命令に従い、早急に団体交渉を開催すること。
 - (1) 組合員が私傷病を理由として年次有給休暇を取得する場合の取扱いについて、これまでの解説書等の内容と異なる会社の基本協約や就業規則等の解釈について、その異なる理由を、根拠資料等を示して具体的に説明すること。
 - (2) 最新版の「就業規則の解釈と運用」を労働組合に交付し説明を行うこと。
 - (3) 会社はこれまでの取扱いを改め、組合員が私傷病により年次有給休暇を取得した場合に診断書の提出を要求しないこと。
2. 東京都労働委員会の命令に従い、早急に謝罪文を手交すること。
3. 手交に当たっては、事前に組合側幹事と協議し、日時、場所等を決定すること。
4. 謝罪文は会社の責任者である社長が手交すること。
5. 謝罪文は命令に従い早急に掲示すること。
6. 東京都労働委員会の命令を真摯に受け止め、再審査申し立て等、法的措置を行わないこと。
7. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」との発言を撤回し、謝罪すること。
8. 会社は今後二度と、不当労働行為を行わないこと。

《会社の回答》

- ・都労委の命令に対しては、会社として適切に対応しています。
- ・命令は確定していないものと承知しており、現時点では履行しない。
- ・なお、不当労働行為等の違法行為は、今後も行いません。

以 上